

犬猫のふん尿放置・エサやりは禁止です

ふん尿の放置、野良猫にエサを与える、飼い猫の放し飼い、
みんなが迷惑しています！

ふん尿の始末は 飼い主の責任

飼い犬を散歩に連れて行くときは、ふんを回収するためのスコップやビニール袋などを持参しましょう。

ふんは、必ず持ち帰り「可燃ごみ」
として出しましょう。尿は、水で洗い流
しましょう。



野良猫へのエサやりは やめましょう

飼い主のいない猫にエサを与えると他にも猫が集まってきたり、その猫が子どもを産んでさらに増えることで、ふん害や悪臭をもたらす原因となります。

近隣地域に居ついてしまうと、ふん尿だけでなく、ダニやアレルギーなどの被害も心配されます。一度でもエサを与えてしまうと飼い主としての責任問題に発展しかねないため、
野良猫への無責任なエサやりは絶対にやめましょう。



【犬猫の苦情に関する問い合わせ先】

兵庫県動物愛護センター 三木支所（三木市志染町窟屋1242-48）

TEL:0794-84-3050

犬猫と仲良く暮らしていくために

犬を飼うときの注意点

必ずリードをつけましょう

交通事故や他人への危害を与えないよう、散歩の際は必ずリードをつけましょう。

ふんは必ず持ち帰りましょう

犬のふんは必ず持ち帰り、尿も水で洗い流すなどの配慮をしましょう。

きちんとしつけをしましょう

犬の鳴き声など周りに配慮して飼いましょう。

飼い主に義務付けられています

犬を飼っている方は、狂犬病予防法に基づき、犬の登録手続き(生涯に1回)をすること、狂犬病予防注射(年1回)を受けさせることが義務付けられています。

◆犬を飼い始めたら

市役所で、犬の登録手続きをしましょう。

登録の際にお渡しする鑑札を首輪などに付けましょう。

◆年1回狂犬病予防注射を受けさせましょう

小野市送付の「小野市狂犬病予防注射通知票」をご確認のうえ、予防注射を受けさせましょう。

◆登録内容が変わったら

住所や飼い主の変更、犬が死亡した場合は、市役所への届け出が必要です。鑑札番号が分かるものをお持ちください。



猫を飼うときの注意点

屋内で飼いましょう

猫にとって屋外は、交通事故や感染症などの危険があります。

飼い主の知らないところでふん尿やいたずらなどで近隣の方に迷惑をかけないためにも、屋内で飼いましょう。

不妊手術を受けましょう

メス猫は生後4~12ヶ月で子猫を産めるようになり、年2~3回出産し、1回に1~8頭ほどたくさんの子猫が産まれます。

飼育できない状況になる前に不妊手術を受けましょう。

名札をつけましょう

“万が一”の時のために、自分の飼い猫であることが分かるように名札などをつけましょう。



【犬の登録・狂犬病予防注射に関する問い合わせ先】

小野市市民安全部生活環境グループ

TEL:0794-63-1686